

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	笛吹市 境川町 藤壑	地区名	名所山(めいしょやま)	事業主体	山梨県
(1)事業概要				(3)事業の妥当性評価			
①課題・背景				①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)			
本計画箇所は、笛吹市境川町藤壑地区に流入する一級河川境川上流に位置している。近年の集中豪雨により溪流の荒廃が顕著となり、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、保全対象の保護を図る必要がある。 ○土石流災害の防止 保全対象 人家15戸 県道1,100m、避難所:大窪公民館 緊急度・危険度 12≥10点 ※ 被害軽減額 545≥340百万円 ※ (※ 評価基準値)				・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない			
				②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)			
				・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない			
②整備目標・効果				③経済妥当性			
□主要目標				費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 7.13 > 1.0 ・便益(B) = 735 百万円 ・費用(C) = 103 百万円			
□副次目標				④事業実施・規模の妥当性			
□副次効果				・流域内は不安定土砂が堆積しており、下流流出の恐れがある。なお、砂防ダムの計画はない。 ⑤整備手法の有効性 ・保安林機能の回復を図る目的から、治山事業による整備が有効 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない			
				⑥環境負荷への配慮			
				・切土法面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する ⑦事業計画の熟度 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない			
				・地元笛吹市からの強い要望あり <妥当性評価> ・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断			
(2)整備内容と整備量				(4)事業間優先度評価			
①整備内容				・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 2 優先度評価: I (5)総合評価 <input type="radio"/> 妥当 <input type="radio"/> 妥当でない			
②整備期間				・(3)及び(4)の結果から「最優先」に実施			
③総事業費				【事業位置図等】			
④全体計画				省略			
平成27年度 嵩上工2基 40百万円 平成28年度 谷止工2基 70百万円							
⑤既整備内容・期間・事業費							
昭和49年度 谷止工2基 14百万円 昭和57年度 谷止工1基 20百万円 昭和61年度 谷止工1基 12百万円 昭和62年度 谷止工1基 11百万円 昭和63年度 谷止工1基 14百万円 平成2年度 谷止工2基 28百万円							